

社会福祉法人 金ヶ崎町社会福祉協議会

令和5年度事業計画

(運営方針・実施計画)

令和5年3月29日

社会福祉法人 金ヶ崎町社会福祉協議会

令和5年度運営方針

はじめに

近年における福祉を取り巻く環境は、少子高齢化の急速な進行や認知症高齢者、一人暮らし高齢者の増加による孤立死の問題や8050問題、ヤングケアラーへの対応など、公的なサービスだけでは解決できない生活課題や地域課題の増加により、複雑化・多様化しております。

また、新型コロナウイルスの影響が3年以上にわたり、外出の自粛やコミュニケーションの減少により、特に高齢者にとっては生活の質を維持していくことが難しい状況が続いております。

このような中、令和4年度は事業所の一時休所や事業の自粛、縮小等を余儀なくされましたが、感染防止に努めながら、可能な範囲で事業を実施しました。

一方、特に介護事業や障がい福祉事業につきましては、利用者の減少や新型コロナウイルスの影響により業績が大幅に下がっています。

社協の経営基盤を安定させるためにも、利用者の確保を図りながら事業収入の拡大に努めてまいります。

令和5年度につきましても第3期地域福祉活動計画の中間年として、着実に事業を推進し、地域福祉の充実に努めてまいります。

新型コロナウイルスへの対応など依然として先が見通せない状況にはありますが、本年度も地域福祉向上のため、社会福祉協議会の使命をよく理解し、住民の期待に応えられるよう着実な運営を図ってまいります。

1 全般的事項

(1) 福祉ニーズの多様化に伴い、特に地域福祉活動事業は年々拡大しており、特に地域での支え合いの仕組みづくりなどが課題になっています。

基本的には第3期地域福祉活動計画に基づき事業を進めますが、事務事業の見直しが必要な状況にあるため、事業の必要性や効果を検証しながら、計画期間中であっても必要に応じて精査していくものとします。

(2) 少子化が進んでいる一方で、学童保育所については全体として昨年度を上回る利用者数が見込まれます。子育て支援の立場から保護者のニーズに応えていくとともに、新型コロナウイルスの感染防止を図りながら、学童保育所での出前講座や地域交流事業など、子どもの居場所として特徴的な運営に努めます。

(3) 介護事業については、利用者が減少しており、収益が減少しています。再度機能訓練を再開させながら、町外の利用者の確保も含めて経営の安定化に努めます。

- (4) ワークステーションについては、就労支援事業において新型コロナウイルスの影響が続いていますが、農福連携事業などにより、幅広く収入確保に努めるとともに、工賃支給の安定化を図ります。
- また、利用者数が伸びていないため、特に生活介護事業は、関係機関と情報共有しながら利用者の確保に努めます。
- (5) 放課後等デイサービス事業については、昨年度から日中一時支援事業を取り入れながら実施していますが、本年度もこれを継続することとします。時期によっては定員を上回る利用者となる場合が想定されますが、当面はクレヨンと第2クレヨンで事業を行います。
- (6) 障害者虐待防止については、昨年度整備した虐待防止規程に基づき適正に対応するとともに、職員研修を実施し徹底を図ります。
- (7) 苦情解決については、昨年度整備した苦情解決事業実施要綱に基づき適切に対応していくものとします。また、職員研修等を開催し徹底を図ります。
- (8) 全般的に職員の人材確保が課題となっており、介護人材をはじめ他の職種についても、安定化を図ることが難しくなっています。離職率を下げするため、良好な職場環境づくりに努めます。
- (9) 大規模震災や水害などの自然災害が発生した場合でも福祉サービスを継続的に提供できるよう体制を整えるための業務継続計画（BCP）については、介護事業及び障がい福祉事業とも令和6年度からの策定が義務づけられているため、本年度中の策定を進めます。
- (10) 福祉センターの建て替えについては、昨年度町の判断が示され、現状地への建設は決定したものの、財源対応については、まだ町から回答が得られていません。
- 社協が示した設計素案どおりの建設ができるかどうか、町の回答を待って判断します。
- (11) 新型コロナウイルスについては、5月からこれまでの2類から5類に引き下げされますが、感染動向の変化が激しいため、状況を踏まえながら引き続き国の指針等に基づき感染防止を図るとともに、感染者が発生した場合は適切に対応します。

2 個別事項

(1) 福祉センター施設の建て替え

福祉センターの建て替えについては、これまで長い間検討し、設計素案までできているところですが、決定したのは建設場所のみとなっています。

今後町から示される財源対応の見通しを踏まえて、設計素案の一部見直しの必要性を判断しますが、財源対応を理由に設計の大幅見直しが必要となった場合は、そもそも規模や機能的に金ケ崎町福祉センターとして建設することが妥当かどうかを含めて検討し、今後の方向性を決定します。

(2) 社会福祉大会の開催

例年、福祉関係者等が一堂に会して開催している本大会については、昨年度は新型コロナウイルスの感染防止の立場から規模を縮小して開催したところですが、本年度も感染状況を踏まえて開催内容を判断します。福祉関係功績者等に対する表彰を行うとともに、今後の社会福祉の向上につなげる大会とします。

(3) 福祉相談事業の推進

- ① 社協窓口での相談については、コロナ関係などによる資金の貸付相談は落ち着いてきていますが、福祉を取り巻く環境が多様化、複雑化してきている中で、相談内容も多様化しているため、相談体制の見直しを図りながら、相談者の疑問や問題の解決を図り、安心感につなげていくものとします。
- ② 福祉相談の定期開設窓口である「ふれあい福祉相談」は、色々な困りごと相談に毎週定例日に応じていますが、利用率が低いという実態が見られるため、事務事業の見直し結果を踏まえて、今後のあり方を検討します。

(4) 学童保育所事業の推進

- ① 少子化が叫ばれる中、学童保育所については、利用者は全体として昨年度を上回ることが見込まれています。特に三ヶ尻学童保育所については、新1年生が大幅に増えることに伴い、学童入所希望者が増加し、定員を上回る状況にあります。このため、事務スペースの見直し等により保育室を拡大して対応します。
本年度も安全安心を基本として職員の資質向上を図るとともに、引き続き新型コロナウイルス感染防止に努め、適切な運営を図ります。
- ② 北部学童保育所については、定員超過の状況を解消するため、令和2年度から上平沢公民館を借用して北部第2学童保育所として運営しているところであり、本年度も地元自治会の理解をいただきながら良好な運営に努めます。
- ③ 学童保育所については、全般的に延長保育の希望が増えているため、令和5年度からは、すべての学童保育所で延長保育に対応します。
また、児童の健全育成の視点から、可能な範囲で地域交流事業や出前授業などを取り入れながら魅力的な学童保育所になるよう努めます。
- ④ 学童保育所の利用料については、平成29年度に引き下げを実施し、平成31年度から新たに減免制度を導入したところですが、料金は据え置きとし、本年度もひとり親世帯や2人以上の児童が利用する世帯の減免を継続し、子育て支援につなげていくものとします。

(5) ファミリーサポートセンター事業の推進

待機児童対策として町内でも様々な形式の保育施設が運営されているところですが、本会が平成27年8月から運営を開始したファミリーサポートセンターも8年目を迎え、会員が増加してきております。これまで利用者が着実に増加してきているため、各種事業とも連動させながら引き続き会員の信頼関係を深め、利用者の

拡大を図ります。

(6) はっぴいふれいすかねがさき（子ども食堂）事業の推進

令和元年8月に町内初の子ども食堂としてオープンした「はっぴいふれいすかねがさき」は、利用者が拡大の一途をたどっていますが、新型コロナウイルス感染防止の立場からテイクアウト方式に切り替えるなど、本来の機能を果たせていませんが、本年度は状況を見ながら子どもの居場所や保護者の交流の場としての運営ができるよう準備を整えます。

また、NPO法人や各種団体等とも連携しながら今後の当町のこども食堂のあり方について検討していきます。

(7) 介護事業の推進

① 介護事業のうち、居宅介護支援事業については、本年度は居宅介護支援専門員が3名から2名に減少する見通しですが、利用者に十分説明しながら引き続き職員の補充に努め、支障がないように運営していきます。

② 通所介護事業については、平成29年度から日曜日は業務を行わないこととして運営しているところですが、曜日により変動があり、新型コロナウイルスの影響等も重なり、利用者数が大幅に落ち込んでいます。

本年度は、新たに理学療法士を採用し、機能訓練を再開させることにより、1日当たりの平均利用者数の拡大に努めるとともに、奥州市、北上市近郊からの利用者の受け入れを進めます。

また、昨年度に引き続き、提供する食事内容等にも工夫を凝らしながら魅力的な事業所づくりを目指します。

③ 平成29年6月から開始した通所型Aサービス事業については、定員が10名のところ、利用者の増加に伴い平成30年8月から定員を15名に増やしたところですが、現在10名前後の利用者になっているため、一人暮らし高齢者の組織である「青い鳥のつどい」などとも連携しながら新たな利用者確保し、介護予防につなげていくものとしします。

④ 訪問介護事業については、町内に同業者が進出し競合状態にあり、利用者の変動もあり、全体としては収入が下がっています。本年度は利用者の拡大に努めながら信頼される訪問介護事業所を目指していきます。また、人材確保が困難な中で、後継者の確保に努めます。

⑤ 平成30年2月から町の委託事業として開始した介護予防事業の「体操ショッピングバス」については、一定の成果をあげているところであり、昨年度は外出自粛の中で途中休止した期間もありましたが、数少ないコミュニケーションの場として希望者が多いため、本年度も新型コロナウイルス感染状況を踏まえながら事業を継続して介護予防につなげます。

(8) 障がい福祉関係事業の推進

- ① 生活介護事業・就労継続支援B型事業については、利用者数は安定傾向にありますが、新型コロナウイルスの影響で収入が下がっています。農福連携事業や収益性の高い作業の受託に努めながら工賃収入の確保を図ります。また、運営している「ふれあい食堂」についても新型コロナウイルスの影響を受けて長期に休止するなど業績が下がっているため、引き続き業績の向上に努めます。
- ② 農福連携事業については、賃金交渉を行いながら、工賃収入の向上に努めます。
- ③ 放課後等デイサービス事業については、現在利用者が定員をやや超える状況にあります。昨年度は利用回数の少ない利用者のために「障がい者日中一時支援事業」の導入を行い、放課後等デイサービス事業における定員超過の課題解決につなげてきたため、本年度も日中一時支援事業を継続します。
- ④ 障害者総合支援法第77条の2第2項で規定されている基幹相談支援センターについては、平成30年度から本会が町から受託しています。
これは、障がい者のニーズが多様化している現状を踏まえ、一般的な相談支援では対応が困難になってきているため、地域における相談支援の中核的役割を担う機関として設置しているものであり、令和2年度から専任職員を配置して対応しているところであり、本年度は職員体制に変更がありますが、引き続き内容の充実に努めるものとします。
- ⑤ 相談支援事業所あゆみについても相談内容が多様化、専門化してきているため、本年度も職員を専任体制とし、相談事業の充実に努めるものとします。

(9) 日常生活自立支援事業の推進（地域福祉権利擁護事業）

日常生活自立支援事業は、高齢者や障がい者等で判断能力が十分でない方に対する日常的な金銭管理や大切な書類の管理、福祉サービスの利用援助を目的とするものですが、困難事例も増加しているため、専門職員が中心となって関係機関等との連携を図りながら対応するものとします。

(10) 生活援助貸付事業の推進

生活援助貸付事業は、低所得者世帯等の経済的自立と安定した生活の確保を目的とする事業ですが、最近では緊急的事例も多くなっているため、専門担当職員の判断により、速やかに対応できる体制をとるものとします。

なお、貸付資金の回収が不能となっているものについては、欠損処理等を含め適切な財務処理を行っていくものとします。

(11) 高齢者等生活支援事業の推進

在宅の高齢者等が住み慣れた自宅で生きがいをもって、安心して生活できるようにするため、ふれあい配食サービスや福祉有償運送サービスを提供しているところですが、これらの事業にかかるボランティアが高齢を理由に勇退するなどにより、

ボランティアの人員に不足が生じているため、新たなボランティアの養成や確保を図ります。

また、諸物価や燃料費の高騰により事業に影響が出ているため、利用料の見直しを行います。

(12) 高齢者共同生活支援施設事業

在宅での生活に不安があるものの、自立して日常生活を営むことができる方などが入居し、相互に助け合いながら共同生活ができるグループリビング壮健ホームの運営については、令和 3 年度から新たに 3 年間の指定管理の指定を受けています。

施設の修繕費用の増加や人件費などコスト問題はあるものの、現在定員 5 名に対し 5 名の利用となっており、利用者の状況を適切に把握しながら施設の機能を十分に果たすよう適切な運営に努めるものとします。

(13) 町内福祉施設等協働事業の推進

これまで町内の福祉施設等の職員が集まり、資質向上のための研修、情報交換、さらには交流懇談等を実施し、相互連携や連絡調整の円滑化を図ってきたところですが、昨年度も前年度に引き続き新型コロナウイルス感染防止のため開催を見送ったところではあります。

本年度は状況を見ながら、可能であれば福祉施設等職員代表者による研修会・情報交換会を開催します。

(14) 東日本大震災復興支援事業

東日本大震災の発生から今年 3 月で 12 年目を迎えますが、東日本大震災復興支援事業として平成 26 年から立ち上げを行った「金ケ崎町さくらの会」については会員から好評を得ているため、今後はこれまで以上に会員の自主性を尊重した活動として位置づけ、会員主体の支援事業として継続していきます。

(15) 赤い羽根共同募金・歳末たすけあい運動事業の推進

共同募金会との連携による赤い羽根共同募金や歳末たすけあい運動については、各方面からいただいた善意が様々な分野で有効に活用されています。昨年度は新型コロナウイルス感染防止の立場から、規模を縮小して街頭募金を行ったところですが、本年度も募金の活用内容等について住民や企業、関係団体等に周知し、さらに目標額の達成に向けて活動を展開してまいります。歳末たすけあい義援金の配分については、昨年度一部見直しを行いましたが、本年度もこの見直し内容を基本にしながらか進めます。

また、「歳末たすけあい演芸大会」については、例年多数の来場者をいただいているところであり、これまで新型コロナウイルス感染防止の立場から、2 年間開催を見送ってきましたが、昨年度は入場を制限して 3 年ぶりに開催したところであり、

本年度も状況を見ながら開催する方向で検討します。

(16) 福祉懇談会の開催

福祉懇談会については、例年開催しているところですが、毎年参加者が限定されており懇談会の開催方法に課題が見られます。

本年度からは地区の要請に基づき懇談会を開催するほか、ゆいっこハウスやオレンジカフェにおいて職員が出向いて小さい単位での懇談を行います。また、福祉活動推進員会議や民生児童委員を対象とした会議等を開催し、社協事業の説明などを通じて地域福祉に対する理解を深めていきます。

(17) 情報の発信

社協の活動内容やお知らせについては、定期的に広報「かねがさき社福だより」で情報提供をしているところですが、本年度も町民に親しまれ、見やすい広報として内容の充実に努めます。

また、幅広い年代層に周知するため、ホームページを積極的に活用していきます。

本会の活動を広く理解していただくとともに、情報を全国発信することにより、本会に対する支援の輪をさらに広げていくものとします。学童保育所におけるマチコミメールの活用も推進します。

(18) 職員の人材確保及び資質向上対策

① 職員の年齢構成や役職に断層が生じており、人事構成上バランスを欠いているため、経営上の影響を踏まえながら計画的な職員採用、登用のほか、昇任運用を図ります。

② 介護人材の確保については、他の多くの事業所でも重要な課題となっており、本会としても同様の状況にあります。平成30年度及び令和4年度からの介護部門職員等に対する処遇改善を継続するとともに、資格手当や職員表彰制度の運用を図るほか、良好な職場環境づくりに努め、職員の離職者の減少につなげていきます。

③ 職員の資質向上については、業務上の専門研修のほか、職員の経験年数や職責に応じた多様な内部研修を取り入れるとともに、苦情解決や虐待防止など業務上必要な研修も積極的に実施します。

信頼される事業展開をしていくために、多様な研修等を通じて、さらにコンプライアンスの徹底を図ります。

以上、令和5年度の運営方針について、主な内容を述べましたが、本会は、社会福祉法に位置付けられた公益性の高い団体であり、引き続き経営組織のガバナンスの強化、事業経営に係る透明性の向上、財政の健全化に努めるとともに、福祉に関する懇談会や日頃の業務を通じて福祉を取り巻く諸課題について多様な意見に耳を傾けながら事業を推進してまいります。

なお、実施計画と資金収支予算につきましては別添のとおりですが、厳しい経営環境の中にあって、なお一層の努力を行ってまいります。

新型コロナウイルスの収束がまだ見通せない中にあって、本年度も事業に対する影響が懸念されますが、評議員各位をはじめ町民の皆様、関係諸団体その他関係各位のご理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます、令和5年度運営方針といたします。

令和5年3月29日

社会福祉法人 金ヶ崎町社会福祉協議会
会長 高橋 範夫

令和5年度 社会福祉法人金ヶ崎町社会福祉協議会事業実施計画

1 法人運営部門

事業名	事業概要	時期・人数	備考
(1)法人組織運営			
法人として適正な組織運営を図ります。			
理事会	法人全ての業務執行の決定や理事の職務執行の監督を行います。	年6回程度	
評議員会	法人の最高決議機関として、理事等の業務執行のけん制監督を行います。	年2回以上	
監査会・出納調査	法人の業務監督及び会計監査を行い、事業と財産の状況を調査します。	年4回	
苦情解決委員会	適切にサービス利用ができるように利用者の苦情の解決と権利擁護を図ります。	年1回以上	苦情解決制度の体系化
虐待防止委員会	虐待防止法に基づき、利用者の虐待防止を図るために、委員会を設置します。	年1回以上	虐待防止制度の体系化
例規審査委員会	規程及び規則等の立案にあたり、審査の迅速と正確を期すために開催します。	随時	
衛生委員会	労働安全衛生法、労働安全規則に基づき職員の安全衛生管理を目的に開催します。	毎月1回 (20日)	
セクション代表者会議	現場の現状、課題、組織運営の問題点や改善策などを検討協議します。	毎月1回 (20日)	
事業見直し検討委員会	コスト意識を持ち、事業の効果的な運営を図るため検討協議します。	年1回以上	
(2)指定管理事業			
町の指定管理者として、適正な施設運営を行います。			
グループリビング壮健ホーム	高齢者共同生活支援施設の維持管理と運営。	定員5名	※R3～R5
金ヶ崎学童保育所	金ヶ崎小学校の放課後児童の健全育成と施設の維持管理と運営。	児童数190名	
北部学童保育所	第一小学校の放課後児童の健全育成と施設の維持管理と運営。	児童数70名	
三ヶ尻学童保育所	三ヶ尻小学校の放課後児童の健全育成と施設の維持管理と運営。	児童数50名	
(3)関係機関・団体との連携、組織体制整備			
<ul style="list-style-type: none"> ① 岩手県、金ヶ崎町などの所轄行政機関への届出や諸手続き等の対応を行います。 ② 生活圏ごとの地区社会福祉推進協議会や自治会等との連携協力を進めます。 ③ 民生委員児童委員協議会との連携協力を進めます。 			
(4)福祉センター施設の建て替えに向けた取り組み			
施設の建て替えに向け、関係機関との協議を進めます。			
(5)業務継続計画（BCP）の策定に向けた準備			
自然災害、感染症のまん延や大事故など危機管理に備えるため業務継続計画（BCP）の策定に取り組みます。			

2 地域福祉部門

事業名	事業概要	時期・人数	備考
(1)地域福祉活動事業			
共同募金配分金を主な財源として、地域の福祉課題を調査分析し、住民やボランティア、各種団体・機関と連携協働し、地域福祉の推進を図ります。			
社会福祉大会	福祉活動の推進を図るために開催し、多大な功績を残し、尽力された方々を顕彰し、敬意と感謝を表します。	10月・140人	
金婚を祝う会	結婚50周年のご夫婦を祝福します。	11月・15組	事業見直し対象
ゆいっこハウス	元気高齢者の生きがいと仲間づくり、健康づくりによる介護予防のサロン活動。	通年・33地区	
青い鳥のつどい	一人暮らし高齢者サロン活動。	通年・30名	事業見直し対象
ボランティアセンター ボランティア連絡協議会	ボランティアの連絡調整と各種ボランティア団体の全体事務を行います。	通年・25団体	バス貸出制限あり
ボランティア養成講座	ボランティア養成講座を実施し、新たなボランティアの人材確保を図ります。	年1回・15名	
福祉協力校	学校における福祉教育の推進を図る。	通年・全校	
親と子のつどい	母子父子世帯、ひとり親世帯等の支援や子育て支援を図ります。	年1回・15名	はっぴいふれいすとの合同開催
視覚障害者との「ふれあいハイキング」	視覚障害者とボランティアとの交流とふれあいを図ります。	9月・13名	
雪かきボランティア スノーバスターズ	ボランティアによる高齢者や障がい者世帯等の除雪活動を行います。	冬期・80名	
ハウスヘルパー	大工や電気・水道等の職工による補修ボランティア活動を行います。	年1回・3件	
家族介護者リフレッシュ交流会	在宅介護者等の息抜きとリフレッシュを目的に開催します。	年1回・20名	
百歳記念祝賀	めでたく百歳を迎えた方の祝賀行事。	随時	事業見直し対象
見守り支援ネットワーク	一人暮らし高齢者の見守りネットワークを町内の協力事業者と行います。	随時	
関係機関との懇談会	民生委員、福祉推進員や関係機関との懇談会を開催し、福祉課題の解決を図ります。	随時	
買物支援バス	買物弱者、交通弱者の救済と介護予防を目的に実施します。	通年・20名	
支え合いマップ	住民相互の支え合いを目的に支援が必要な人を確認する地図を作成し、災害時の安否確認や避難支援等に役立て、地域づくりを促進します。	通年・3地区	8箇所作成済

(2)金ケ崎町地域福祉活動計画（第3期）策定に伴う事業の推進 地域福祉活動計画（第3期）の啓発活動及び事業の推進を図ります。			
(3)福祉総合相談事業 福祉サービスや利用手続き、日常生活における心配ごと等を関係機関と連携し、解決へのお手伝いをします。 ① ふれあい福祉相談（月1回）② 介護相談（随時）③ ボランティア相談（随時） ④ 障がい者不利益相談 ⑤ 無料法律相談（年1回）⑥総合相談会（年1回）			
(4)小地域福祉活動事業 日常生活圏を基礎に行われる住民のさまざまな福祉活動を支えます。			
(5)調査研究及び広報活動 住民ニーズや地域の福祉課題、発掘・把握し、サービス提供につなげます。福祉の情報発信の拠点として、広報啓発活動に取り組みます。			
① 社福だより	法人広報誌の定期発行	年5回発行	
② ボランティアだより	ボランティア団体の広報紙の発行	年1回発行	
③ ホームページ	法人ホームページによる情報発信	通年・随時	
④ 赤い羽根 news	赤い羽根共同募金の広報紙の発行	年1回発行	
(6)民間福祉活動支援 老人福祉、障害福祉、母子父子福祉、児童福祉、ボランティア、各種福祉団体、その他の民間団体の支援を行います。			
(7)日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業） 高齢者や障がい者等で判断能力が十分でない方に対して、日常的な金銭管理や大切な書類等の管理、福祉サービスの利用援助などのお手伝いをを行います。			
(8)緊急食糧配給事業『支え合いお食事パック』 失業や離職、病気等で収入がなく、生活費が枯渇し、食事を摂ることが出来ない方に緊急の食糧（1週間程度）を配給し、急場をしのぎ、次につなげるための事業。			
(9)町内福祉施設等協働事業 町内の福祉施設等の役職員が資質向上や自己研鑽のための研修、情報交換や意見交換を行い、相互連携や連絡調整が円滑に行えるようになるために実施します。（代表者に限定など）			
(10)生活援助貸付事業 低所得世帯や新型コロナによる減収世帯などに対して、経済的自立と生活意欲の助長、生活を安定させることを目的に、生活困窮者自立支援制度の実施機関とも連携して行きます。			
① 生活福祉資金	生活福祉資金の受付窓口業務。	通年・随時	
② たすけあい金庫	緊急小口資金の貸し付け業務。	通年・随時	
(11)東日本大震災復興支援事業 東日本大震災からの復興支援、避難者世帯や避難者サロン「さくらの会」の支援を行います。			
(12)高齢者等生活支援事業 在宅高齢者等が、住み慣れた自宅で安心して暮らせるように支援サービスを提供します。			
① 宅配弁当	独居高齢者や障がい者世帯等に昼食を配達する見守り声掛け・サービス	火・金曜日 20名	※料金改定
② 衣類洗濯	在宅で、衣類洗濯が困難な方へのサービス	随時	※料金改定

③ 軽度生活援助	介護保険の要介護認定を受けていない人へのサービス	随時	
④ 訪問理美容	散髪店等への移動の困難な方への理美容サービス	通年月 1 回	※料金改定
⑤ 福祉有償運送	公共交通機関等での通院や受診の困難な方への外出支援サービス	通年月 1 回	※料金改定
(13)日常用具貸付事業			
生活における福祉の向上を目的に、日常用具の貸出を行います。			
① 車いす	短期の車いす貸出サービス	随時	※料金改定
② チャイルドシート	短期のチャイルドシート貸出サービス	随時	※料金改定
(14)赤い羽根共同募金・歳末たすけあい運動の協力支援			
共同募金会との連携協力により、赤い羽根共同募金、歳末たすけあい運動の支援を行います。助成事業の周知や地域への義援金の配分、演芸大会等イベントの実施。			

3 介護福祉部門

事業名	事業概要	時期・人数	備考
(1)介護保険事業所			
介護、介護予防サービスの事業所として、まごころのこもったサービスを行います。介護予防や機能訓練に力を入れて、持続可能な包括ケアシステムの構築を目指します。			
①居宅介護支援事業所	介護を必要とする人が適切なサービスが受けられるよう支援します。	月～金曜 (祝祭日除)	
②指定訪問介護事業所 訪問介護、介護予防相当サービス、訪問型サービス A	要介護状態等で日常生活に支障がある方の支援を行い、介護予防や地域独自のサービス提供も進めます。	月～土曜 (元日除) 随時	※実施地域拡大（奥州市・北上市）
③指定通所介護事業所 通所介護、介護予防相当サービス、通所型サービス A	日帰りで、食事や入浴などの日常生活上の介護や機能訓練等のサービスを行います。また、地域独自のサービス提供も進めます。	月～土曜日 (年未年始除) 定員 25 名	※実施地域拡大（奥州市・北上市）
(2)生活支援体制整備事業			
地域包括ケアシステム構築に向け、支え合いの体制整備と仕組みづくりを図ります。			
①生活支援コーディネーター設置事業	生活支援・介護予防サービスの体制整備を進めます。	通年・1 人 配置	
②体操ショッピングバス運行事業	買物と体操を組み合わせ、介護予防の推進を図ります。	毎月・20 名	
③高齢者の通いの場創設事業「オレンジカフェ」	高齢者の通いの場や居場所をつくり介護予防・認知症予防を図ります。	34 地区 実施	
④送迎付きカラオケ交流事業	介護予防や認知症予防を目的に送迎付きのカラオケ交流会を開催します。	年 1 回 ・10 名	

4 障がい福祉部門

事業名	事業概要	時期・人数	備考
(1)障害福祉サービス 障害（児）者の日常生活及び社会生活を総合的に支援します。			
①相談支援事業所あゆみ	身体・知的・精神の障がい（児）者の支援計画、地域移行に取り組みます。	通年/2人配置	
②基幹相談支援センター	地域自立支援協議会事務局の受託運営と専門職を配置して、相談支援の中核的な役割を担います。	通年/1人配置	
③ワークステーションかねがさき（生活介護・就労継続支援B型）	障がい者の日中活動の拠点として、創作活動や生産活動、社会参加、さらに就労に必要な支援を行います。	月～金曜日 定員各20名	
④放課後等デイサービス クレヨン・第2クレヨン	放課後又は、休業日に生活能力の向上や必要な訓練、社会交流など必要な支援を行います。 日中一時支援事業を導入し、定員超過の解消を図ります。	月～土曜日 定員各10名	第3クレヨン 休止
⑤障害福祉サービス（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護）	障がい者等の居宅での排せつや食事等の介護、その他生活全般に援助します。	随時	
(2)手をつなぐ（育成）会 金ケ崎町の障がい者の家族の手をつなぐ（育成）会の事務局を担当し、活動支援を行います。			

5 子育て支援部門

事業名	事業概要	時期・人数	備考
(1)学童保育所事業 安全安心な放課後児童の健全育成と子ども・子育て支援を推進いたします。			
① 金ケ崎学童保育所	子ども一人一人や保護者に寄り添った対応に心掛けます。	月～土曜日 児童数190名	
② 北部第1学童保育所 ③ 北部第2学童保育所	子ども一人一人や保護者に寄り添った対応に心掛けます。	月～土曜日 児童数70名	
④ 三ヶ尻学童保育所	子ども一人一人や保護者に寄り添った対応を心掛けます。	月～土曜日 児童数50名	
⑤ 永岡学童保育所	子ども一人一人や保護者に寄り添った対応を心掛けます。	月～土曜日 児童数50名	
⑥ 西学童保育所	子ども一人一人や保護者に寄り添った対応を心掛けます。	月～土曜日 児童数20名	
(2)ファミリー・サポート・センター事業 子育てを手伝ってほしい人と手伝ってくれる人との会員制のネットワーク事業です。			

ファミサポかねがさき	サービスの普及促進とお願い会員（依頼会員）、まかせて会員（提供会員）、どっちも会員（両方）合わせ、会員 150 名を目指します。制度の周知を図ります。		
(3)子どもの居場所づくりや貧困対策を推進する事業 子どもの居場所づくりや貧困対策についての支援や実践を推進します。			
①「はっぴいぷれいすかねがさき」（子ども食堂）の開催	毎月、食事会や交流会、季節行事を開催し、子どもの健全育成を図るとともに、運営体制の強化に努めます。	毎月・50名	
②子ども食堂等の関係機関等との連携	子ども食堂等子どもの居場所づくりを実施する連携組織又は連絡会議等の設置。	随時	
③子どもの貧困対策推進の研修会や集まりの企画	子どもの貧困対策や居場所づくりを進めるための研修会の開催や集まり、意見交換の場を持つ取り組みを進めます。		
④NPO 法人、子育て団体等との連携	子育て支援、子どもの健全育成や居場所づくりを推進するために NPO 法人や子育て団体等との連携・協力を図ります。		

6 その他

事業名	事業概要	時期・人数	備考
(1)職員の人材確保及び資質向上を図る取り組み			
①職員の採用、登用、昇格運用を広く進めます。			
②職員の処遇改善や働き方改革を図り、離職の少ない良好な職場環境づくりを目指します。			
③職員の資質向上を図る研修制度の充実を図ります。			
④職員の自主的なスキルアップを推奨し、資格取得にかかる費用の助成を行います。			
⑤職員の表彰制度による表彰			
(2)働きやすい労働環境づくりと働き方改革に対応した取り組み			
①育児や介護の行いやすい環境整備を進めます。			
②職員の定年後の安定的雇用を図るため、再雇用規程の推進。			
(3)その他			
金ヶ崎町福祉センターの建設推進室が建設推進に取り組みます。			